

平成30年7月26日

各位

会社名 株式会社ビューティガレッジ
代表者名 代表取締役CEO 野村 秀輝
(コード番号:3180 東証第一部)
問合せ先 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之
(TEL. 03-5752-3897)

業績連動型株式報酬制度の内容の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月22日に「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」で開示いたしました業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容について、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の概要

本制度は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対して、業績評価期間（2.にて定義する。）における会社業績目標の達成率等に応じて、当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度ですが、対象取締役等に対しては、金銭報酬債権を支給し、対象取締役等に対する当社普通株式の交付（株式の発行又は自己株式の処分）に際し、対象取締役等は、その金銭報酬債権の全部を現物出資します。対象取締役等への金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の交付は、対象期間（2.にて定義する。）終了後に行います。

2. 本制度の内容

(1) 対象期間

対象取締役等の勤務期間に対し対象となる期間は平成30年以降の毎年の定時株主総会の翌日（同日を含む。）から翌年の定時株主総会の日（同日を含む。）までの期間（以下「対象期間」という。）とします。

業績目標の達成度を評価する期間は、対象期間の開始日が属する事業年度の期間（以下「業績評価期間」という。）とします。

(2) 対象者

対象取締役等とします。なお、対象期間中に対象取締役等に就任した者についても支給対象とします。

(3) 交付の方法

対象期間終了以後に開催される取締役会において、(5)の基準によって算出された割当株式数を基礎として、各対象取締役等に対して現物出資に供するための金銭報酬債権を付与するものとします。各対象取締役等は、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、割当株式数に応じた当社普通株式を取得するものとします。

(4) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び割当株式数の上限

対象取締役等のうち取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の報酬額の上限は、1事業年度あたり総額40百万円以内とし、割当てる当社株式の総数は1事業年度あたり15,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

なお、執行役員については（株主総会決議事項に該当しないため）金銭報酬債権の報酬額及び割当株式数の上限を定めておりません。

(5) 割当株式数の算出の方法

対象取締役等毎に支給する金銭報酬債権の金額及び割当てる株式数（以下「最終交付株式数」という）は、対象取締役等の役位や会社業績目標の達成率等に応じて以下のとおり算出いたします。

金銭報酬債権の金額＝最終交付株式数×（6）で定める1株当たりの払込金額

最終交付株式数＝ 基準交付株式数（①）×業績係数（②）×在任期間比率（③）×役位調整比率（④）

①基準交付株式数

対象取締役等の月収に役位に応じて1から4を乗じた金額（以下「株式報酬基準額」という）を、対象期間開始日直前1ヶ月の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値平均で除した値とし、対象期間の前日に確定します。

②業績係数

業績係数は、業績評価期間に対応する有価証券報告書に記載される連結経常利益を当該業績評価期間を対象として最初に公表した当社決算短信の連結業績予想の経常利益で除した達成率に応じて次の通り0から1.0までで定めます。

達成率	業績係数
100%以上	1.0
90%以上100%未満	0.9
80%以上90%未満	0.8
70%以上80%未満	0.7
60%以上70%未満	0.6
50%以上60%未満	0.5
50%未満	0

③在任期間比率

対象期間における在任期間に応じて月数按分にて定めます。

④役位調整比率

対象期間の期中に役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整するための係数です。

役位調整比率 = (当初役位の株式報酬基準額×当初役位在任月数+変更後役位の株式報酬基準額×変更後役位在任月数) ÷ (当初役位の株式報酬基準額×対象期間中に在任した合計月数)

(6) 1株当たりの払込金額

本制度に基づき対象取締役等に割当てられる当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(7) その他

組織再編時等における本制度の取扱い、株式分割および株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、本制度に係る規程として取締役会で定めます。

以上